

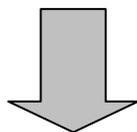
# 在外投票制度の改正のお知らせ

選挙区選挙においても在外投票ができるようになります。

これまで、在外投票の対象は、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙の「比例代表」のみに限られていましたが、公職選挙法が改正され、平成19年6月1日以降に行われる衆議院議員選挙及び参議院議員選挙（補欠・再選挙を含む）から「選挙区」においても投票できるようになります。

## 現行

対象選挙	衆議院議員選挙・・・比例代表のみ 参議院議員選挙・・・比例代表のみ
------	--------------------------------------



## 改正後（平成19年6月1日以降）

対象選挙	衆議院議員選挙・・・小選挙区及び比例代表 参議院議員選挙・・・選挙区及び比例代表
------	---------------------------------------------

投票用紙への記載など投票方法に係る詳細については、在外公館投票をする場合には、お近くの在外公館等（大使館、総領事館、駐在官事務所など）にお問い合わせください。

また、郵便投票をする場合には、投票用紙と一緒に送られてくる「郵便投票の仕方」をご覧ください。